

オフセット・プロバイダー基準

平成 27 年 9 月 15 日 (Ver.1.4)
カーボン・オフセット制度運営委員会

第 1 章 総則

1.1 目的

オフセット・プロバイダー基準（以下「本基準」という。）は、カーボン・オフセット制度実施規則Ver.1.1（平成26年7月31日環境省。以下「実施規則」という。）に基づき、認証された温室効果ガス排出削減・吸収量（以下「クレジット」という。）の取引事業者の活動の透明性を確保することにより、信頼性の高いカーボン・オフセットの取組の普及を図るため、オフセット・プロバイダープログラムの実施に当たり必要な要求事項及び手続等を定めるものである。

1.2 用語の定義

本基準において使用する用語は、本基準において特別に定める場合を除き、実施規則において使用する用語の例による。

1.3 基準の改訂

基準改訂に当たっては、改訂された基準を公表する日を改訂日とし、原則としてバージョンを1単位（例：Ver1.0から2.0）繰り上げることとするが、制度管理者により改訂が軽微であると判断された場合はバージョンを0.1単位（例：Ver1.0から1.1）繰り上げることができる。

第 2 章 要求事項

2.1 申請

本基準に基づき、オフセット・プロバイダープログラムへの参加を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める様式に従い、取引状況報告書を作成し、本制度において認められた予備審査機関による予備審査を受けなければならない。申請者は、予備審査機関により発行された予備審査報告書を添えて、登録認証委員会に申請を行わなければならない。

2.2 申請者の要件

申請者は、第三者に対して自らがクレジットの調達及び移転を行った実績が予備審査にお

ける事務所訪問による実地審査日からさかのぼって1年以内に2件以上あり、かつそれらの実績のうち最低2件分を証明しなければならない。

2.3 要求事項

申請者は、オフセット・プロバイダープログラムによる審査を受けたオフセット・プロバイダー（以下「プログラム参加者」という。）として認められるうえで、以下の2.3.1から2.3.5に定められた要求事項を満たさなければならない。

2.3.1 組織体制

申請者は、その組織において次の事項を実施していなければならない。

- ① 経営戦略・経営計画が明確となっており、オフセット・プロバイダー事業の位置付けが明確であること。
- ② 銀行による与信枠供与等の信用管理が行われていること。
- ③ リスク軽減に対する保険加入又は損害保険への付保等、リスク担保措置を講じていること。
- ④ 案件管理・クレジット管理・資金管理・会計処理等、職務分掌による権限者が明確になっており、責任分担がなされていること。
- ⑤ クレジット管理面及び営業面に関する業務フロー・業務マニュアルが整備・実施され、業務の標準化が行われており、かつ状況に応じた改訂手順が整備されていること。
- ⑥ クレジット管理者と営業担当者が別の者であること、又はクレジット管理者と営業担当者を兼任する場合であっても牽制機能の働く仕組みを有していること。

2.3.2 財務管理

申請者は、その組織のオフセット・プロバイダーとしての業務の範囲において会計上の不正行為を行ってはならない。

2.3.3 クレジット管理

申請者は、クレジット管理において次の事項を遵守していなければならない。なお、オフセット・プロバイダープログラムにおいて審査を受ける対象となるクレジットは、カーボン・オフセット第三者認証基準において用いることができるクレジットとする。

- ① クレジット在庫が不足する場合に備えて、顧客の要望に応じて迅速にクレジットを調達できる調達ルート等の準備があること。
- ② 信託受益権やクレジットという形態を取らず、温室効果ガス排出削減・吸収量を環境価値として扱っている取引（例えば、植樹1本につき1t-CO₂のオフセット等）がある場合、それらがクレジットと明確に区分され、必要な管理手続が定められていること。
- ③ クレジット無効化計画が定められていること。

- ④ クレジットを資産として管理するための帳簿（以下「クレジット帳簿」という。）を整備し、クレジット管理が行われており、各顧客にクレジットが適切に割り当てられていること。具体的には、クレジットとその用途との対応関係が以下の事項を含むクレジット帳簿として管理され、その運用状況がクレジットを記録する電子的な登録簿（例えば、国別登録簿）等と照合可能となっていること。
- (ア) クレジットの種類、クレジットが創出された制度で指定されているシリアル番号、数量。その他、プロジェクトの種類、実施場所、実施者等の情報を含むことが望ましい。
- (イ) クレジットを管理する口座における保有、償却、取消し、無効化の日付
- (ウ) 自社の目標達成、カーボン・オフセット等のクレジットの使途（対象商品等、数量、製造番号、使用時期、使用した制度名等の情報を含む。）
- (エ) 調達したクレジット量、販売したクレジット量、及び無効化したクレジット量の把握
- (オ) クレジット帳簿の管理者、記入者以外の者による点検記録、頻度
- (カ) クレジットに対応する環境価値の帰属者
- (キ) 1t-CO₂よりも小さい単位（例えば、kg-CO₂換算）で取引を行っている場合、当該単位での管理番号が付与されていること。
- (ク) 1t-CO₂よりも小さい単位（例えば、kg-CO₂換算）で取引を行っている場合、クレジットの無効化に際しての、1t-CO₂単位での切上げ措置
- ⑤ オフセット・プロバイダーとしての業務のためのクレジットと、申請者自らが活用するためのクレジットとの区分管理が行われていること。
- ⑥ 2.3.4で定める案件管理表とクレジット帳簿の突合により、次の要件を満たしていることを確認できること。
- (ア) 「受注実績量＝販売量＋無効化量（±仕掛量：案件管理表において調達・受注したクレジットの量として計上されているが、販売量や無効化量に数値として含まれていないクレジット量）」
- (イ) 「現在庫＝前期末在庫＋調達量－販売量－無効化量（±仕掛量）」となっていること

2.3.4 営業管理

申請者は、その組織のオフセット・プロバイダーとしての業務の範囲における営業管理において次の事項を遵守しなければならない。

- ① 見積書及び請求書並びに申請者が独自で発行している報告書（例えば、算定報告書）、証明書（例えば、カーボン・オフセット証明書）及びラベル等（以下「成果物」という。）の発行権限が明確にされていること。
- ② 営業に係る代理店を設置している場合、代理店における営業状況を確認できる体制にな

っていること。

- ③ 顧客に対し、クレジットに係るリスクを説明すること。
- ④ 申請者は顧客に対し、「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」(2014年3月31日環境省)へ準拠していることを明示すること。さらに、顧客に対し、排出削減努力の重要性及び不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令順守の必要性を、明示することが望ましい。
- ⑤ 各担当者間の意思疎通を図るための工夫・仕組みが構築されていることが望ましい。
- ⑥ 契約内容における解約条項が整備されていることが望ましい。
- ⑦ 案件を管理するための管理台帳(以下「案件管理表」という。)が整備され、成果物と照合可能となっており、管理案件の網羅性・統一性が確保されていること。案件管理表は以下の事項を含まなければならない。また、案件管理表とクレジット帳簿は各事項が網羅されている限りにおいて、1つの帳簿として運用することを妨げない。ただし、各事項のうち、別途成果物との照合が可能な事項については、案件管理表での管理に代えることができる。
 - (ア) 調達・受注・販売したクレジットの量、日付及び各取引先名
 - (イ) 成果物の発行の有無とそれらの管理番号・取引先・発行日等
 - (ウ) 請求額・入金額・振込銀行名等
 - (エ) 案件管理表の管理者、記入者以外の者による点検記録、頻度
- ⑧ 職務分掌上、2.3.4の営業管理の管轄部署とクレジットを資産として管理する財産管理部署が異なる場合、案件管理表と財産管理部署における販売管理情報の突合が可能であること。

2.3.5 情報管理

申請者は、その組織のオフセット・プロバイダーとしての業務の範囲における情報管理について次の事項を遵守していなければならない。

- ① 個人情報・機密情報の管理に関する規程が整備・実施されていること。
- ② 文書管理・情報管理規程が整備・実施されていること。
- ③ 顧客からの苦情処理に関する規程が整備・実施され、業務フロー・責任者が明確になっており、苦情処理の対応が記録されていること。

第3章 審査及びその効果

3.1 予備審査

予備審査とは、申請者のオフセット・プロバイダーとしての業務が第2章に定める要件を満たしているかについて、3.1.1に定める要件を満たし登録認証委員会により登録された予備審査機関が、別に定める予備審査報告書チェック項目に基づく審査を行うことをいう。

予備審査機関は、申請者からの依頼に応じて予備審査を行い、別に定める様式に従い、予備審査報告書を発行しなければならない。

予備審査においては、書類審査や証拠書類の確認、電話等によるインタビューを行うとともに、少なくとも1回は事務所訪問による実地審査を行わなければならない。

3.1.1 予備審査機関の要件

予備審査機関は、以下のいずれかの要件を満たす機関でなければならない。

- ① 公認会計士法に基づき設立され、上場会社との監査契約を締結している監査法人又は当該監査法人と資本関係を有する機関。
- ② IAF (International Accreditation Forum) のMLA (Multilateral Recognition Arrangement) に署名している認定機関からJIS Q 14065 (温室効果ガス—認定又は他の承認形式で使用するための温室効果ガスに関する妥当性確認及び検証を行う機関に対する要求事項)における認定を取得している機関又は当該機関と資本関係を有する機関であり、かつJIS Q 17021:2011 (適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項)における認定を取得している機関又は当該機関と資本関係を有する機関。
- ③ IAF (International Accreditation Forum) のMLA (Multilateral Recognition Arrangement) に署名している認定機関からJIS Q 17021:2011 (適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項)における認定を取得している機関のうち、以下のすべての条件を満たす機関。
 - (ア) 申請者との間で利益相反を生じる可能性がないこと。具体的には、以下の法人に対する予備審査を行うことはできないこととする
 - 一 当該機関と資本関係・業務委託関係等の利害関係を有する法人
 - 二 当該機関出身者が役員として在籍している法人
 - 三 当該機関役員が過去2年以上の間役員を務めていた法人
 - 四 当該機関がコンサルテーションを行っている法人
 - (イ) 公認会計士法に基づき設立されている監査法人等からの外部監査を受けていること
 - (ウ) 公認会計士法に基づき設立され、上場会社との監査契約を締結している監査法人との間で、予備審査機関として登録されている期間中に有効であるアドバイザー契約を締結しており、必要に応じて当該監査法人が力量を有効に補うことが担保されていること。具体的には、予備審査におけるチェックリストの作成への関与や申請者に対する予備審査報告書等に対するレビュー、申請者の事務所における実地審査への同行等が契約中に明記されており、それらの契約履行が確実に行われていることを証明できること

3.2 プログラム参加者の公表

登録認証委員会は、申請者から提出された取引状況報告書と予備審査報告書を確認し、申請者の取組が第2章の要求事項を満たしていると判断する場合、申請者をプログラム参加者として認め、申請者に通知するとともに、速やかに当該申請者に係る情報を公表する。なお、公表は制度管理者の定めるウェブサイトにおいて行う。

3.2.1 プログラム参加者の公表に基づく効果と有効期間

プログラム参加者は、プログラム参加者として認められた日から1年間を有効期間として、3.2.6に定める内容を遵守することを条件に、「カーボン・オフセット制度におけるオフセット・プロバイダープログラムに参加」している旨の主張、及び「環境省オフセット・プロバイダープログラム参加者」といった呼称を用いることができ、名刺・パンフレット、封筒、広告への記載やウェブサイト、社屋入口等への掲載を行うことができる。

3.2.2 定期確認

プログラム参加者は、3.2.1に定める有効期間において、最低半期ごとの予備審査機関による定期的な確認（以下「定期確認」という。）を受けなければならない。定期確認では、原則として当該定期確認の直前の予備審査又は3.2.3に定める有効期間の更新のための審査（以下「更新審査」という。）において適用した基準を適用することとする。ただし、更新審査と同時にを行う定期確認では、原則として更新審査において適用する基準が優先される。

予備審査機関は、定期確認において最低半期ごとの書類審査や証拠書類の確認、電話等によるインタビューを行い、第2章の要求事項のうち、以下に定める事項について確認した上で、プログラム参加者に対し、別に定める様式に従い、定期確認報告書を発行しなければならない。なお、2.3.2財務管理に係る確認についてのサンプリング方法については別紙に定めるとおりとし、外部の第三者による会計監査により無限定適正意見の報告を受けている有効期間に対してはその確認結果をもって財務管理に係る確認を不要とする。また、外部の第三者による会計監査により無限定適正意見の報告を受けている場合、2.3.3クレジット管理に係る確認において別紙に定めるサンプリング方法を適用することができる。

(ア) 2.3.2

(イ) 2.3.3 ④⑤⑥

(ウ) 2.3.4 ⑦⑧

(エ) 2.3.5 ③

定期確認報告書の発行を受けたプログラム参加者は、当該報告書を定期確認終了後3カ月以内に制度管理者に提出しなければならない。制度管理者は、当該定期確認報告書の提出を受けた場合、ウェブサイトにおいて公表しているプログラム参加者の情報を速やかに更新する。

3.2.3 有効期間の更新

有効期間の更新を希望するプログラム参加者は、有効期間満了日の3ヶ月前以降、別に定める様式に従い、取引状況報告書を作成し、予備審査機関による更新審査を受けなければならない。

予備審査機関は、プログラム参加者からの依頼に応じて更新審査を行い、2.3.1 から 2.3.5 に定める要求事項について確認した上で、別に定める様式に従い、更新審査報告書を発行しなければならない。更新審査においては、書類審査や証拠書類の確認、電話等によるインタビューを行うとともに、少なくとも1回は事務所訪問による実地審査を行わなければならない。

更新審査報告書の発行を受けたプログラム参加者は、当該報告書を添えて、有効期間満了日までに登録認証委員会に有効期間の更新の申請を行わなければならない。なお、更新の申請が行われている場合は、3.2.1 に関わらず、有効期間満了後から登録認証委員会の確認終了まで、プログラム参加者の公表に基づく効果は持続するものとする。

3.2.4 業務改善の指摘

予備審査機関は、予備審査、定期確認及び更新審査期間中において申請者に対して第2章の要求事項の範囲において業務改善を促すことができる。また、予備審査機関及び制度管理者等は、プログラム参加者に対して、第2章の要求事項の範囲において業務改善を促すことができる。

3.2.5 後発事象

予備審査／定期確認／更新審査報告書提出後、審査結果に重大な影響を与える可能性がある事実が検出された場合、予備審査機関は、適切な処置を検討した上で当該処置を実施し、制度管理者等に報告しなければならない。

3.2.6 プログラム参加者が遵守すべき事項

プログラム参加者は、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 3.2.2 に定める定期確認に当たって、予備審査機関に書類の提出やインタビュー、実地審査の対応等を求められたときは、予備審査機関の求めに応じること。
- ② 制度管理者等にプログラム参加に係る報告・証明等を求められたときは、制度管理者等の求めに応じること。また、制度管理者等が必要に応じて行うサンプル調査や現地確認に対応すること。
- ③ 「カーボン・オフセット制度におけるオフセット・プロバイダープログラムに参加」している旨の主張、及び「環境省オフセット・プロバイダープログラム参加者」といった呼称を用いる際、以下の内容を遵守しなければならない。
(ア) 当該呼称を表すラベルを独自に作成して使用しないこと。

- (イ) 認証、認定、登録のように、制度管理者等がプログラム参加者自体を保証しているような誤解を与える表現を用いないこと。
- (ウ) 3.2.7、3.2.8、3.3.3の規定に従って取消し又は取下げとなった後又は3.2.7、3.3.3の規定に従って一時停止となっている期間中は、当該呼称を用いないこと。
- ④ 不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令を遵守するとともに、第三者に環境保全上好ましくない誤解を与えるような表示又は表現は避けること。
- ⑤ 代理店、取引先又は委託先等へ当該呼称の使用許可及び譲渡等を行わないこと。また、代理店、取引先又は委託先等が不当又は不適正な名称使用等をするものないよう配慮すること。
- ⑥ 環境関連法規及び消費者関連法規を遵守すること。

3.2.7 プログラム参加者の本基準遵守義務違反に対する措置

プログラム参加者によりプログラム参加者の公表に基づく効果の不当な行使、または誤解を招く表示等の疑義が生じた場合、プログラム参加者の取引状況報告書に虚偽の記載があるとの疑義が生じた場合、また、本基準に定める要求事項を満たしていない疑義が生じた場合、登録認証委員会又は制度管理者により、以下の措置が取られる。なお、プログラム参加の取消しを受けた者は、当該取消しを受けた日から起算して2年が経過するまでは、改めてオフセット・プロバイダープログラムへの参加申請を行うことができない。

- ① 制度管理者は、当該事案の調査を行うため、プログラム参加者に資料の提供を求め、又はプログラム参加者の事業所等に対して必要な調査を行う。登録認証委員会は、プログラム参加者が当該調査に協力しない場合、プログラム参加の一時停止又は取消しを行うとともに、その事実を公表することができる。
- ② 制度管理者は、前号の調査結果に基づき、当該事由の是正を勧告するとともに、その事実を公表する。登録認証委員会は、プログラム参加者が是正措置を講じない場合、プログラム参加の一時停止又は取消しを行うとともに、その事実を公表することができる。
- ③ 制度管理者は、プログラム参加者が違法行為を行う又は幫助する、若しくは第三者に害を及ぼす等、緊急に必要と認められる場合、直ちにプログラム参加の一時停止又は取消しを行うとともに、その事実を公表することができる。
- ④ 登録認証委員会は、是正措置に対するプログラム参加者の対応を確認し、プログラム参加の一時停止の原因となった行為が是正された場合は、その事実を公表し、一時停止の解除を行う。

3.2.8 プログラム参加の取下げ

プログラム参加者は、制度管理者等に対し、書面により、プログラム参加の取下げを申請でき、登録認証委員会が取下げを了承した場合、当該了承日以降、3.2.1に定める効果は消滅する。ただし、性質上当該プログラム参加者が引き続き負う必要があると認められる義務

についてはこの限りではない。また、制度管理者は以下に定める措置を講じる。

- (ア) 「カーボン・オフセット制度におけるオフセット・プロバイダープログラムに参加」している旨の主張、及び「環境省オフセット・プロバイダープログラム参加者」といった呼称を用いている媒体等について、プログラム参加の取下げ後 1 ヶ月以内にそれらの表示を消去すべき旨をプログラム参加者に通知し、消去されていることを確認すること
- (イ) その他第三者に誤解を与えないため、制度管理者が必要と認める措置

3.3 変更等による再確認

3.3.1 変更の申請

プログラム参加者は、提供するサービスの設計又は仕様若しくは経営体制等の変更等により、本基準の要求事項を満たさなくなるおそれのある場合は、当該変更を実施する日から起算して 30 営業日より以前に、その理由及び変更内容を示し、登録認証委員会に変更申請を行わなければならない。

ただし、有効期間満了日の 3 ヶ月前から有効期間満了日までの間に、当該変更が実施される場合、変更申請を省略し、3.2.3 に定める有効期間の更新の申請を変更申請に代えることができる。

3.3.2 変更の効果

プログラム参加者が変更申請を提出した後、変更を実施する日までに制度管理者等によるプログラム参加の一時停止又は取消しを受けない限り、有効期間が継続するものとして 3.2.1 に定める効果を主張することができる。

3.3.3 変更の承認

- ① 登録認証委員会は、プログラム参加者の変更申請について、本基準の要求事項を満たさなくなるおそれがあると認める場合は、プログラム参加者に対して予備審査機関による再審査の受審を指示し、その結果を踏まえ当該変更申請を承認することができる。登録認証委員会が、当該変更事由が本基準に照らし、プログラム参加者であるうえでの影響が軽微と判断した場合は、再審査を経ることなく当該変更を承認できる。
- ② 登録認証委員会は、再審査の結果に基づき、当該プログラム参加者に、是正の勧告、プログラム参加の一時停止又は取消しを行うとともに、その事実を公表することができる。

附則

1. 本基準は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。
2. 本基準 Ver.1.1 は、平成 25 年 3 月 21 日から施行する。
3. 本基準 Ver.1.2 は、平成 25 年 9 月 17 日から施行する。ただし、当該施行の日から 6

か月の間に、予備審査機関による予備審査又は更新審査が開始されている場合、Ver1.1を予備審査又は更新審査に適用することができる。

4. 本基準 Ver.1.3 は、平成 26 年 7 月 31 日から施行する。ただし、当該施行の日から 6 カ月の間に、予備審査機関による予備審査又は更新審査が開始されている場合、Ver1.2を予備審査又は更新審査に適用することができる。
5. 本基準 Ver.1.4 は、平成 27 年 9 月 15 日から施行する。ただし、当該施行の日から 6 カ月の間に、予備審査機関による予備審査又は更新審査が開始されている場合、Ver1.3を予備審査又は更新審査に適用することができる。

サンプリング方法について

1. 予備審査機関は、2.3.2 財務管理に係る定期確認においてサンプリングを行う場合、25件以上のサンプルを無作為抽出しなければならない。そのサンプルの中に1件でも逸脱が認められた場合は、残る全件の確認を行わなければならない。

なお件数が25件以下の場合は全件の確認を行わなければならない。

2. 予備審査機関は、2.3.3 クレジット管理に係る定期確認において、申請者自身が外部の第三者による会計監査を受けて無限定適正意見の報告を受けている場合は、サンプリングによる確認を行うことができる。サンプリングを行う場合、25件以上のサンプルを無作為抽出しなければならない。そのサンプルの中に1件でも逸脱が認められた場合は、残る全件の確認を行わなければならない。

なお件数が25件以下の場合は全件の確認を行わなければならない。

改訂履歴

Ver.	改訂日	有効期限	主な改訂箇所
1.4	H27.9.15	—	<ul style="list-style-type: none">・定期確認における確認方法の具体化・別紙の追加
1.3	H26.7.31	H28.3.15	<ul style="list-style-type: none">・要求事項の明確化・修辭上の修正
1.2	H25.9.17	H26.2.28	<ul style="list-style-type: none">・各審査時における適用基準の明確化・要求事項の明確化・修辭上の修正
1.1	H25. 3. 21	H26.3.16	3.1.1 予備審査機関の要件について見直しを行った。
1.0	H24.10.1	H25.9.20	—